

## 平成30年度第2回三重県障害者施策推進協議会 議事録

日 時：平成31年3月15日（金）10時00分～12時00分

場 所：三重県勤労者福祉会館 6階 研修室

出席者：委員18名（阿部委員、伊藤順子委員、伊藤雅彦委員、河原委員、菊池委員、  
児玉委員、三瀬委員、杉本委員、中谷委員、西田委員、西谷委員、西村委員、  
濱口委員、深川委員、藤井委員、松田委員、水谷委員、和田委員）

### 1 会長の選任

事務局一任との意見により、会長に菊池紀彦氏が選任された。

### 2 事項

(1) 三重県障害者施策推進協議会・手話施策推進部会結果報告について【資料1】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

2点ほどお伺いしたい。この協議会には部会が置かれているとのことですが、ほかにいくつの部会がありますか。2点目は、資料でICTについて触れられていますが、盲ろう者のことについては何も触れていません。そのことについて、部会ではどのようなアクションをされていますか。

【事務局】

部会については、地域移行部会と医療的ケアに関する部会があり活動しています。それと、手話施策推進部会があります。

【委員】

そうしますと、部会の数は3つということですか。

【事務局】

失礼しました。地域移行部会と医療的ケアの部会は、自立支援協議会の部会として、この施策推進協議会とは別の附属機関の部会でした。

【委員】

もう少し整理して説明してください。

【事務局】

障害者施策推進協議会に設置されている部会は、この手話部会のみです。自立支援協議会の部会として、地域移行部会と医療的ケアの部会があります。それから、ICTの関係ですが、手話部会の方で、聴覚障がい者のICTを活用した情報支援について検討していますが、視覚障がいに関しましても、次期の指定管理の中でしっかりと検討していきたいと考えています。

【委員】

先ほどの答弁は少し違うと思います。私は盲ろう者のことを尋ねたのであって、視覚障

がい者のことを尋ねたのではありません。今の説明で指定管理の話がありましたが、それは視覚障がい者のことですので、話が違うと思います。

【委員】

盲ろう者というのは、いわゆる重複障がいという意味でしょうか。

【委員】

そうですね、目も耳もという方です。資料の中では、一言ぐらい出ていたようでしたが、実は、私どもの会では、そういった盲ろう者の方が多いです。

【委員】

もし、事務局の方で今すぐの回答が難しいようでしたら、調べて頂いて、また後ほどお願いします。それでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員】

私の方からも一点質問させていただきます。資料の17頁で数値目標が書かれています。数値の達成度合として、県としてこういうことに取り組んでいきますとか、ここまで達成できましたということで数字として出すのは分かりやすく良いことだと思います。その一方で、例えば3番目の「手話に触れたことがある子どもの割合」が、平成29年度は64.6%、平成32年度は80%というのが目標としてありますが、細かい話になりますが、手話に触れたことがあるという事実はもちろん大事なことと思いますが、先ほどの説明で、小中学校での取組が途切れないようにしていくという動機付けをどのように保っていくかということも触れられていましたが、数字だけでない質的な部分へのリンクという点についても記入して頂けると、手話を言語として位置付けているということ子ども達にどう意識づけていくかということで、しっかりと施策に反映されていますよということを示すことができるかと思います。数字の裏に隠れているような部分の動機付けといったことも調べて頂けるとありがたいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。手話条例が施行されてから、県民向け、市町職員向け等の研修を実施していますが、来年度に向けても、一般の会社や事業所にも拡大をさせて頂いて、手話に触れて内容を理解して頂くという機会を十分に作っていきたいと考えています。

【事務局】

先ほどご質問頂いた盲ろう者の方への支援についてですが、資料の6頁以降につけていますが、「手話施策推進計画の取組状況」の全体の資料となっていて、先ほどの口頭説明ではここから抜粋して説明させて頂いていました。資料の8頁をご覧頂きますと、施策の展開の2番目に「ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討」を挙げ、平成31年度の取組のところで、聴覚障がい者や盲ろう者や県民を対象とした心のバリアフリー教室や交流教室を開催したり、相談員登録の呼びかけを行っていきたいと考えています。

【委員】

ICTを使えということですが、目も見えない、耳も聞こえないということで、どうし

でもICTから離れて行ってしまう。研修したいということを書かれているが、日常生活をどうしていくかと考えると、できないことが多くあります。そこをどう支えるかということが大事ですが、そういうことにあまり触れられていないと思います。

**【委員】**

ご意見ありがとうございます。今のお話は、機械ではなく、人をどう育てていくか、支援をどうしていくかという話かと思いますが、事務局の方でそういう点について何かありましたらお願いします。

**【事務局】**

ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、人材育成の面についても引き続き取り組んでいきたいと考えています。

**【委員】**

ほかにご意見はありますか。今日は18名の委員の方にご出席いただいていますので、ぜひ色々なお立場の方にご発言をお願いしたいと思います。手話ということで、聴覚障害者協会の委員にご意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

**【委員】**

私は手話施策推進部会の方に委員として参加しています。その場では意見をたくさん出させて頂きました。先ほど事務局の方がおっしゃったとおり、高校や専門学校等で手話を学ぶということが実際に行われています。その数も確認しましたところ、1年を通して手話を勉強する学校もあれば、総合学習として学期の中で少しだけ実施する学校もあり、様々な学び方があります。県内では16校でそういう授業が行われています。しかし、手話を学んでも、学校を卒業した後は、そういう結びつきがないというのが現状としてあります。手話を学んだ後、手話を使う場を作ってほしいという意見を出しました。それだけでなく、先ほど話に出ていました盲ろう者についても、一口に盲ろう者と言っても色々な方がいます。接近したら見える方や全盲の方、聴覚を失った後に視覚を失った方など色々な方がいらっしゃいます。盲ろう者の方でICTを活用されている方もいます。また、目の見えない方の横に介助の方がついてICTを利用している方もいます。色々な利用方法があると思います。ただ、人と人が面と向かって会うということがコミュニケーションをとる上で大事なことだと思っています。そういう意味では、人材育成というのが大切なことだと思っています。

**【委員】**

今お話がありましたとおり、人をどう育てていくかということが、こうしたことを普及していく上で大事だということでお話を頂きました。

**【委員】**

私は、ユニバーサルデザインの普及に向けた活動を行っています。資料17頁の2番の手話通訳者の派遣件数について、平成31、32年度と件数をあげていくという計画になっていますが、その方法としてどのように考えているのか教えてください。と言いますのも、派遣をしたいと思っても、料金の問題があってなかなか実施することができない状況です。自分のところにも色々な障がいをお持ちの方がおり、イベントも行っているので、是非とも派遣したいと思っていますが、なかなか難しい現実があります。どのようなことをお考

えで、このような目標数値にしておられるのか教えてください。

**【事務局】**

手話通訳者の派遣目標については、差別解消法や県条例もありますので県としても配慮して進めていきたい。先ほどの説明でもありましたが、手話奉仕員の養成はしていますが、そこから手話通訳者への道が険しいという状況で、なっ頂く方が少ない状況です。作成したカリキュラムも、今は四日市でしか普及していませんが、奉仕員から手話通訳者への橋渡しのカリキュラムを活用した研修を実施して行って、まずは手話通訳者の数を増やしていくということと、県の行事でも手話の派遣のための予算の確保について機会を捉えて言っているところです。新年度になってからも庁内会議もありますので、手話の派遣に関する予算の確保をお願いしていきますし、市町に対しましても手話の派遣に関する予算の確保について対応をお願いしていきたい。

**【委員】**

NPOがセミナーを行うときに情報担保のために手話通訳者を招こうとしても膨大なお金が必要となります。県だと公費でお金を出せますが、NPOが実施する色々なセミナーでは、NPOが負担することになります。それには膨大なお金がいるが、そこについては何も配慮がされていません。それでもユニバーサルデザインということで情報担保はしなければならないということで、ジレンマに陥ることが実際にあります。民間でやるときは、情報担保について配慮をしろと言われても、自前でもたなくてはならない。そのことを皆様にも知って頂きたい。

**【事務局】**

委員がおっしゃったとおり、情報保障をするために手話通訳者を付けて頂くのは大事なことです。先ほど、課長も説明しましたとおり、県が予算をとる場合や、県がどこかに委託する際にはその部分をなるべく予算化してくださいとお願いをしているところです。その一方で、手話部会でも話題になりましたが、手話をやって頂く方の対価についても一定の水準を保証していくことも大事という、逆の悩みもあります。県がNPOに委託をする場合や市町が行う場合は、まずは行政の方で負担しようというふうに思っていますし、様々なところをお願いしているところです。そこを上手にしないと、一方的に手話の方の経費を削れば良いというのもおかしな話ですし、そういう話し合いがあったということでご紹介させて頂きました。

**(2) 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について【資料2】**

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

**【委員】**

人材育成の取組についてですが、福祉施設の中で聞こえない人が働いているという施設がたくさんあります。相談支援の研修やサービス管理責任者の研修等で、そういう研修を受けるときの情報保障はどうなっているか、その辺りを教えて頂きたい。

**【事務局】**

実際の事例を聞いているわけではありませんが、研修を受けるのに通常と同じ配慮では

難しいというケースについては、個別に対応させて頂いています。そういった方が受講して頂く場合は、個別に相談に乗らせて頂くという形になっています。

【委員】

少し分からなかったので確認したいのですが、個別対応というと、個人で研修を受けるのでしょうか。どういう意味でしょうか。

【事務局】

例えば、講義をしている時に、隣に一人ついて頂くとか、そういった個別の対応になります。

【委員】

研修などを受ける場合、事前にご本人と面談をして調整を図りながら、情報保障をどうあるべきかということをご本人の同意のもとで調整し、講習を受けてもらうということですね。

【事務局】

そういうことになります。

【委員】

先ほど、隣に職員がつくという話をされていましたが、講義の内容をすべて筆談で書いて頂くということなののでしょうか。隣で書いていらっしゃる方も研修を受ける方ではないのでしょうか。もし、研修を受ける方でしたら、同じ研修を受ける環境にはなっていないのではないかと思います。

【事務局】

同じケースがあった訳ではありませんが、個別に相談を頂いて、別途、職員がついてという形になろうかと思います。隣につくのは、研修を受ける方という訳ではありません。主催者側としてつくことになります。

【委員】

研修を受ける場合、皆と一緒に研修を受けるというのが基本です。また、質疑応答もあるかと思いますし、ほかの受講生の意見を聞きたいと思うこともあります。それが研修だと思えます。個別に対応というと、何か違うような気がします。きちんとした情報保障があれば、その場で皆と一緒に研修が受けられると思えます。聴覚障がい者の中には、主催者側のおっしゃられる方法でいいですよと言う方も多いですが、その辺りもやはり考えて頂ければと思います。

【事務局】

検討させて頂きます。

【委員】

よろしく申し上げます。

【委員】

1つ教えて頂きたい。25頁の「サービス管理責任者の実務経験」の一番右の列に、「特区／大阪・埼玉」と書いてありますが、これはどこの県でも特区申請ができるものなのでしょうか。例えば、三重県の場合は福祉有償運送関係の特区を申請して許可を得ています。この特区がどこの県でも申請できるのであれば、是非とも三重県も特区申請をして頂きた

い。

**【事務局】**

今現在は検討していませんので、そういったご意見を踏まえて今後検討させて頂くという事でよろしいでしょうか。

**【委員】**

資料 2 頁ですが、先ほどから人材の確保が大変という話が出ていて、その中でも一本化して人材を確保していかなければという話がありますが、知的障がい者も高齢化してきていますし、高齢化になっていくのも分かるのですが、知的障がい者と高齢者を一本化するということも、よく考えて頂かないと、無理も出てくると言いますか、知的障がい者の扱いと高齢者の扱いは違うのかなと思っていますので、その辺もしっかり考えて頂きたい。それと、計画相談と地域生活支援拠点の件ですが、会員の中にも在宅で親子で暮らしている方が多く、グループホームや入所には入っていない方も多いため、計画相談と地域生活支援拠点が充実していくということに対してすごく期待していますし、とても心強いと思っています。ぜひ支援をお願いします。

**【事務局】**

人材の一本化につきましては、委員がおっしゃるように共通する部分もありますが、違う部分も多々あるということで、そこを十分踏まえて対応していきたい。介護人材の確保につきましては、どうしても高齢者の人材の確保の方が前面に出してしまうのですが、障がい者を支援する方の確保も併せて対応していきたい。人材確保については、本年度は医療保健部が担当していますが、私としましては、十分に連携して障がい者の方の人材確保に向けて一本化して対応して頂くよう、業務連携会議の場でもそういった意見を述べて取組を進めてまいります。

**【委員】**

この施策推進協議会と自立支援協議会というのは両輪で動いているのですか。それとも、ここで報告された内容を承認するという形になるのでしょうか。両方が独立しているのであれば、それで良いのですが、今の報告内容が承認必要案件なのかどうか教えて頂きたい。もう 1 点、先ほどの近畿の課長会議の件で、どういうことを施策的に国に要望されたのかということをお教え頂きたい。私たちも、初めは 65 歳までは障がい者の制度を使っていますが、65 歳になると介護保険優先になってしまいますが、そこにもものすごくギャップを感じます。その辺のことについて詳しく説明をお願いしたい。

**【事務局】**

まず、両会議の関係については、それぞれ独立した会議になっています。それぞれ設置根拠の法律があり、障害者施策推進協議会の方は障害者基本法に基づくもので、自立支援協議会は障害者総合支援法に基づくものです。今回は、自立支援協議会の審議内容を「報告」させて頂いたという形になります。

**【事務局】**

近畿府県障害福祉主管課長会議を通じて行った要望の関係ですが、今回提案いただいた障がい者のヘルパー利用につきましては、今回ご提案頂いた話ですので、今後、来年度に向けて提案していくこととなります。それと併せて、介護保険と障がい福祉施策の適用関

係についてもご意見を頂きましたが、65歳以上の方は介護保険優先という制度になっていますが、介護保険サービスでは利用者が適切な支援を受けることができない場合は、別途、障がい福祉サービスの方で補完することもできますので、その辺りは市町の方で支給決定をする段階で、その方の状況等を勘案して、介護保険ですべて対応できるのか、障がい福祉でカバーしていかなければならないのか把握した上で適切にサービスを提供するようということで、これは国からも通知が来ていますし、県からもそういった話をさせて頂いています。また市町の会議等もありますので、そういった場を通じて十分に周知をしていきます。

**【委員】**

この会議の根拠規定について、障害者基本法とおっしゃられたが、そうであれば障がい者福祉プランの承認等は施策推進協議委員会で決めるわけですよね。そういう事例はこれまでもあったのですか。自分は今年の1回目の会議は出ていなかったのだから分らない。

**【事務局】**

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」につきましては今年度から始まったところですが、昨年策定作業を行い、最終的に施策推進協議会に諮り、ご承認を頂きました。

**【委員】**

プランの数値目標について、どこまで達成できたかという報告についてはどうなのですか。そこが施策推進協議会の重要な役割ではないのですか。

**【事務局】**

プランの進捗状況につきましては、本年度の第1回目の協議会で報告をさせて頂いております。来年度の会議でも、また進捗状況の報告はさせて頂きます。

**【委員】**

自立支援協議会の報告を頂きましたが、我々の法人でも地域包括支援センターを運営し、計画相談もやっている中で、今も話題に出ていました人材確保の難しさも感じています。資料の2頁にもありますように、法人としては職員の人材育成の中で、高齢者とか障がいとかいろいろな経験をしてもらって幅広く福祉の専門家になって頂きながら、最終的にスペシャリストになってほしいと、そういうことを描いて取組をしています。中でも包括支援センターや基幹型相談支援センターは専門性が高い所で、その人材は非常に大事ななっています。包括支援センターの委託を受けている立場から言うと、その人材育成がなかなか難しく、かつ、仕事の内容の中にも、行政からの委託なので、会議の調整や行政がらみの会議に出席することも多い状況になっており、果たして、本当に専門的な機能が発揮できているのか、疑問点もあります。今、国の方でも縦割りをなくそうということで動いているようですが、まだ行政自体も縦割りなので折合いがなかなか難しい状況だと思います。資料にもあるように、それぞれが今できること、専門性を高めることや、基幹型と地域包括が連携していくことは今すぐにもできることですし、市町村レベルで既にやっている所もありますので、今の段階でもできることだと思います。その上で、行政で予算的な壁がとれるようになれば、その辺も解決していくのかなと思います。ただ共通して言えるのが、先ほどの手話の話にもありましたが、身近な地域で簡単な相談、スペシャリスト

ではない相談をどう受けるかということと、それを受けて、スペシャリストの相談をどうバックアップするかというのは、同じ問題になりますので、人材がない中で、地域の方をどう巻き込んでやっていくかということと、また自立支援協議会の方でも、スペシャリストだけでなく、地域の方をどう巻き込んでいくかという視点で、人材育成についても検討して頂けるとありがたい。

**【事務局】**

相談支援事業というのは、地域で生活されている障がい者にとって非常に重要な支援となっています。私どもで今考えていることとして、市町が基本相談というところを受けて頂くこととなりますので、県としましても、市町の総合相談に対して専門的な立場でバックアップできるような体制を今後進めていきたい。ただ、どこの法人でも人材不足で、私も身に染みて感じていますが、そういった中でも、障がい者の方を支える相談支援は支えていかなければならないので、県としては、市町の総合相談を下支えする専門相談というところを強化して取り組んでいきたい。

**【委員】**

資料の38頁の「障害者虐待の状況について」で、11番目に「施設従事者等による虐待で虐待を受けた人の年齢」が掲載されています。10歳から19歳までが3件あります。児童から相談を受ける場合、どのようなやり方で相談ができるのでしょうか。また、聞こえない子どもからの通報や相談はできるのでしょうか。

**【事務局】**

10歳から19歳の方につきましては、放課後等デイサービスの事業所の事例で、これらは事業所みずから通報を頂いて判明した事案です。通報につきましては、おおむね本人や家族、事業所の職員からの通報が占めております。市町が通報を受けて、市町の方で調査をして事実確認をして頂くこととなります。耳の聞こえない子どもさんの場合、施設の職員や保護者の方などに相談をして、声があがってくるという形になろうかと思っています。

**【委員】**

本人が連絡をする場合もあるでしょうが、子どもの場合は連絡できるかどうか分からないですよ。フリーダイヤルは聞こえない方は使えませんし、その辺りはどうするのか、また特別支援学校に対してはどのように対応を考えていますか。

**【事務局】**

聴覚障がい者からの相談となりますと電話等ではなかなか難しいと思います。大人の方であれば来て頂いて、県の手話通訳を通じて相談を受けたりする事例はありますが、こういった形でそういった声を受ける手段があるのか、ケースバイケースで考えさせていただくこととなります。特別支援学校に対してですが、学校の先生を通じてというのは、ケースとしては少ないと思いますが、例えば、学校の先生に放課後等デイサービス等の事業所に通っている時にこういった嫌なことがあったということを伝えることがあれば、学校の先生から通報があるということとなりますので、そういった際にはきちんと対応していきたい。

**【委員】**

今日は校長会からも出席頂いていますが、何かご意見はありますか。



**【委員】**

学校内での虐待等につきましては、校内の職員等が話をしながら問題解決を図っていき、場合によっては教育委員会にも報告していくことになっています。虐待に関して自分たちが気を付けているのは、保護者の方から虐待を受ける場合もあるので、そういった場合についても注意深く子ども達の様子をみていきたいと考えています。

**【委員】**

先ほど、聞こえない子どもからの連絡に対して、ケースバイケースで対応するとおっしゃられました。しかし、ケースバイケースで本当に良いのでしょうか。その時、その都度対応するというのでは遅くないのでしょうか。皆さんはどうお考えですか。また、特別支援学校の中で、聞こえない子どもだけでなく、ほかの障がい児に対しても、自分から言えない子ども達もたくさんいると思いますので、言える環境をまずは作らなければならないと思います。

**【委員】**

それぞれの組織で、子どもさんたちに携わっている方々は常に情報交換や連絡を行っていると思いますし、先ほどの放課後等デイの事案でも、同じ施設の職員からの通報があったということから見ますと、ある程度の自浄作用が働いているところもきっとあると思います。先ほどの委員のご意見について、事務局からご意見があればお願いします。

**【事務局】**

障がい福祉課の所管ではありませんが、子どもの人権SOSミニレターというものを配付して、そういったものを通じて、例えば行政機関の方にいじめや暴行を受けているということをSOSで伝えて頂くというものが全国の小中学校に配付されていますので、どこかの行政機関に通報があれば、虐待の事実確認を所管する市町に通報されることになりまますので、そういったことを通じて子ども達の声を知りたいように対応をしていきたい。

**【委員】**

子どものSOSの声を聞きたいということですが、どのようにして子ども達の声を集めるのでしょうか。電話で行うのですか。

**【事務局】**

手紙（レター）により行われます。学校で配付して頂いて、それに書かれたものを人権擁護委員会等に出して頂くという形になると聞いております。

**【委員】**

SOSの声を聞くだけではなく、委員がおっしゃられたように、縦割りではなく皆が連携して協力できる体制を構築していくことが大事だと思います。

**(3) 平成31年度当初予算の状況について【資料3】**

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

**【委員】**

とこわか国体に向けて、私どもの会としてもボランティアのスキルアップ研修を行っています。この前に聞いたところでは、予算的なことがまだ最終的に決まっていらないという

ことでしたが、その後どうなったのでしょうか。

**【事務局】**

とこわか大会に向けてボランティアの養成についても力を入れていきたいと考えています。実際の実務としては、厚生事業団への委託事業という形で行います。ボランティアのスキルアップは非常に大事な部分ですので、今後、予算の中で検討していきます。

**【委員】**

私自身も和歌山県の国体に行ったことがあります。うまくボランティアをしてくれなかったとか、満足できなかったなどの話を聞いたことがあります。三重県でも今度、国体が開かれますので、できるだけ障がい者の方に向かって手助けをして頂けるようなボランティアの養成を切にお願いしたいと思っていますので、この場で述べさせて頂きました。

**【委員】**

2点お願いも含めてお話させて頂きます。1つは手話通訳者の確保についてですが、伊勢市の方でも手話通訳者が増えないという状況の中で、市全体でもっと増やしていかなければならないと議会からも意見を頂いていますので、改めて県におかれてもお力添えを頂きたいと思います。もう1点、障がい者の相談支援体制についてですが、市町の部分で色々取組をさせて頂かなければならないと思っていますが、相談支援体制や障がい者支援事業を行うに当たっては、国、県の方から補助金を頂きながら進めているのが実態です。その補助の部分、補助割合に見合う程度の額を頂くことがなかなか難しい状況です。国の方でも予算の範囲という制約の中で動いていますが、本来の補助割合の半分ほどしか出ていないのが現状です。ほかの市町も同じような状況で、いろいろ悩みながら事業をされていますので、国の方への予算の確保についての働きかけについて、強く要望をお願いしたい。

**【委員】**

1頁目の障がい者権利擁護推進事業で、新たに相談員を設置するという話がありましたが、どちらに設置されるのですか。

**【事務局】**

障がい福祉課に設置したいと考えています。現在、障がい者相談支援センターと障がい福祉課に窓口を設置していますが、障がい福祉課の方で助言、あっせんを行うということもありますので、体制を強化していきたいと考えており、障がい福祉課の方で一元化して専門の相談員を設置して取り組んでいきたい。

**【委員】**

障がい者の地域生活支援の中の「障がい者の地域移行受け皿整備事業」の2月補正予算についてですが、整備促進に取り組むとありますが、整備類型まで、どうということを行うということは決まっているのですか。例えば、グループホームのスプリンクラーに対して行うとか、決まっているのでしょうか。

**【事務局】**

庁内で施設整備の選定委員会を行って決めていくことになります。選定にあたっては、県内の需給の状況等を見て決めていきますので、種別というよりは、需給の部分を重視して決定していくことになります。

**【事務局】**

予算の話が出ましたので総括的にお話と補足をさせていただきます。市からもお話があったように、国の障がい者施策に関する予算は非常に厳しいところがありますので、県としても国の方にしっかりと要求をしていきたい。施設整備についても同じようなことでなかなか国の予算がつかない。県としても、需給状況をしっかり見ながら協議案件について整理をして優先順位を付けて対応していきます。協議を受けたものすべてに対して予算がつかないという状況は確かにありますが、こちらについても同じように国に対してしっかり言っていきたいと考えています。

#### (4) その他

##### 【事務局】

議題2(2)で話のありました聴覚障がい者の研修受講の件ですが、平成30年度の実例がありましたので紹介させていただきます。聴覚障がいのある方は受講の段階で、こういった支援が必要なのかを申し出て頂いて、事前に調整をさせていただきます。平成30年度の事例では、手話の方をつけて受講して頂いていました。

##### 【委員】

お願い事があります。私は聞こえませんが、今も手話通訳を付けて頂き、ありがたいと思っています。配付された資料の項目の文頭で『・(てん)』で書かれているところについては、できれば数字の1、2、3というように書いて頂きたい。『・(てん)』がたくさんあると、何番目のものなのか探すのが大変なので、数字に変えて頂きたい。もう1点、質問に対して回答を頂いており、私はそれを記録したいのですが、手話通訳を見ながら書くことはできませんので、事務局の方で記録を作ってもらえると非常にありがたい。自分で書こうとすると、次々に進んでいってしまい、書くことができません。よろしく願います。

##### 【事務局】

資料の作成方法については改善していきます。また、この施策推進協議会の会議録については、公表段階では発言者のお名前までは出ませんが、こういった意見があったかというの公表していますので、作成しましたら提供させていただきます。

##### 【委員】

とこわか国体の話が出ていましたが、視覚障がい者の方がスポーツ大会に行くときには県の方について頂くのですが、やはり普段から利用している同行援護の方に行ってもらえるとスムーズに行くのにといい声がありますので、そのことをお願いさせていただきます。もう1点ですが、私は草の実リハビリテーションセンターでマッサージと機能訓練を利用しており、もう6~7年たつのですが、最近、一昨年の6月に子ども心身発達医療センターの方に引っ越したため、この3月いっぱい18歳以上の大人のリハビリについてはほかの医療機関に移ってほしいということで、いろいろな資料をもらっていて、移っている人も多いのですが、なかなかうまくそこに収まりきれないケースもあり、何とかしばらくは延長して今の施設を活用しながらリハビリを続けられたらいいと思っています。

##### 【事務局】

子ども心身発達医療センターに関する業務を担当しています。草の実の整形に関する件

についてはたくさんの方からご意見を頂いており、現在、県で検討しているところです。基本的に、子ども心身発達医療センターの方では18歳までの子どもを中心にリハビリをやっていきたいということで、このような案内になっています。18歳を超える方のリハビリにつきましては、県としては、遠方の方も含めてすべての方が津に来られるのではなく、なるべく地域の整形のリハビリ機関の方で受けて頂く方が望ましい姿だと考えています。現在、理学療法士協会等とも調整させて頂いて、地域で肢体不自由の方をみて頂ける環境整備に取り組んでいます。もう少ししたら、医療機関の情報等も公表させて頂きますので、そういった方針で取り組んでいるということをご理解頂きたい。また、個別にどうしても障がいの関係で子ども心身発達医療センターでみて頂きたいということであれば、まずは主治医にご相談してくださいということをご案内させて頂いています。

**【事務局】**

スポーツ大会の同行援護についてですが、同行援護というサービスがありますので、こういった使い方ができるかということも十分踏まえながら、必要な方にとって、より利用しやすいような形で支援できるように検討していきたい。

終了